

# 平成24年度第1回周南市行政改革審議会会議録(要点筆記)

- 日 時：平成24年7月31日(火) 17時30～20時00分
- 場 所：周南市役所本庁 本館2階 第2応接室
- 出席者：行政改革審議会委員12名
- 事務局：久村室長、野村主幹、山根係長、深海主査、財間主査
- 傍聴者：1名

## 1. 委嘱状交付

市長より、新委員12名へ委嘱状の交付

任期：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

## 2. 市長あいさつ

## 3. 委員自己紹介

## 4. 会長、副会長選出

○事務局 それでは、今回は、委員の改選があったので、新たに会長、副会長を選任したい。

会長、副会長については、周南市行政改革審議会規則第4条第1項の規定により、委員の互選により定める旨規定があるので、委員の皆さんからご意見をいただきたい。

○委員 この審議会に限らず、審議会に出席しても意見を言わない方が多い。このため、議論がたくさんできるような場を作っていただけの方をお願いしたい。

○事務局 その他ご意見、ご推薦がなければ事務局案として用意している方を述べさせていただきます。

(異議なし)

○事務局 「中谷委員」に会長を、「小川委員」に副会長を前回に引き続きお願いしたい。ご異議がないようでしたら、拍手を持ってご承認をいただきたい。

(拍手)

○事務局 拍手を持って、委員の皆さんのご承認をいただきました。

(会長あいさつ)

## 5. 議題

### (1) 第2次周南市行財政改革大綱実施計画実施状況(23年度実績)について

- 会長 「第2次周南市行財政改革大綱実施計画実施状況(23年度実績)について」、  
(1) 歳入の確保、(2) 歳出の合理化の説明をお願いします。

#### 〔事務局より説明〕

- 会長 事務局の説明に対し、ご質問・ご確認のある方はお願いします。
- 委員 実施項目11「補助金の効果的運用」について、補助金は審査がされているのか。交付基準を1回ゼロにして、補助金交付を受けている団体の方から、再度申請をさせて、効果等をチェックする方法にすべきではないか。
- 事務局 補助金の見直しは、財務課が所管している。基本的にはサンセット方式である。プレゼンによる申請方式に変更していかなければならないと考えている。3年のサンセット方式で、4年後には自立してほしい。補助金がなくなれば、その事業が終わりということではいけない。
- 委員 補助金がなくなっても事業を続けようとするならば知恵が出る。補助金は一度交付を受けたからといって、そのまま継続するものではない。一旦交付基準をゼロにして、交付を受けている団体が実績や効果を自己審査したうえで、本当に補助金が必要であれば、再度その必要性を市に説明し申請させるシステムにすべきである。
- 委員 これからの街づくりにおいて大切な視点である。何ができるかスピリットのあるところに補助をすべき。プレゼン方式は始まっているのか。
- 事務局 全てにおいて、プレゼン方式が導入されているわけではない。新規の補助金については、基本的にはサンセット方式でお願いしたいということと、プレゼン方式での申請が原則であると考えている。
- 委員 補助金は、自治体、まち、地域の姿そのもの。補助金の見直しをしていくのは大変なことだが、嫌われるかもしれないが、嫌われて役に立つという立場に立たないといけない。
- 委員 市がやるべきものを、予算の都合等で団体にお渡しし、その一部を補助しているものもある。
- 事務局 そういう補助金もあるが、基本的には、補助金交付基準に基づき、交付額は2分の1以内、3年サンセットである。

○委員 6(5)「市営住宅使用料」のところだが、市営住宅の稼働率はどれくらいなのか。入居要件があると思うが、もし空いているのであれば、特例措置等を設けて入居できるようにしたらどうか。

○事務局 老朽化した住宅については政策的に空けておくなど、公営住宅ストック計画に基づき空けておくものと、実際には入居募集しているが募集がないところがある。稼働率については調べて報告する。

○委員 実施項目6「収納率の向上」について、例えば、学校給食費について、現年度収納率が平成22年度99.81%から平成23年度99.74%へと下がっていることから、本部指示事項として「収納率が下がっている。対応を強化し、収納率向上を図ること。」とされているが、ある程度見込みロスというのは発生すると思うので、100%にする労力と、ある程度滞納があっても然るべきと判断した時に、どちらがコスト的にプラスになるかということのを考慮しないといけない。こうしたことを踏まえ、目標を達成している、達成していないを評価すべきと思う。

○会長 これは指標達成率のあり方の問題である。100%を目指せば行政コストがかかる。事務局の方で持ち帰って議論されたい。

○事務局 学校給食費については、生徒を通じて集める手法がとられていて、口座振替を導入するところもあるので、こうしたことも含めて見直しが必要であると考えている。学校を卒業されるとほとんど集められない状況があるので、できるだけ通学している間に回収する手法を考えていく必要がある。

○委員 4「企業誘致による税収の増大」について、企業を1つ誘致するよりも、4つ潰さない方がいいケースもある。担当課では、そういった施策は実施されているのか。

○事務局 中小企業に対する融資制度はある。昨年度は、住宅改修に対する補助といったものも実施している。それ以外は実施していないのが現状である。

本大綱は平成22年3月に策定されており、当時、企業誘致に力を入れて取り組むこととしていた。ところが、昨年度においては、出光興産が石油精製から撤退することを発表するなど様々な問題が生じている。

施策として、企業誘致だけでいいのかという話が委員からあったことを内部の中で報告していきたい。

〔議題1については、(1)歳入の確保、(2)歳出の合理化の事務局からの説明は終了とし、委員からの質問・意見は時間の都合上中断とする。続きは、次回審議会以

## 降の議題とする。]

○**会長** 議題(2)の「周南市公共施設の再配置について」、事務局から説明をお願いします。

### 〔事務局より説明〕

○**会長** 事務局の説明に対し、ご質問・ご確認のある方はお願いします。

○**委員** 周南市が目指すべき都市としての方向性、例えば、「こどもを大切に作る市である」とか、こういった目標から見たときの検証が必要ではないか。

○**委員** フローチャートに総合計画との整合性を入れる必要があるのかないのか、それとも前提だから含んだ上でフローチャートが作られているのか、そこが明確になればいい。それから、住民の意思はフローチャートに入らないのか。

○**事務局** 公共施設の再配置を検討する際は、本市が作っている様々な計画と整合性を図ることが基本となる。

木村市長のもと、総合計画の中でも位置付けられている「コミュニティの再生」は重要で、この観点から、その拠点となる施設については優先順位が高いと思う。当然、やり方については検討していかなければならない。

本年度作成する予定の計画は全体計画である。その下に個別計画を策定する予定としており、利用者団体、地域住民などにご意見をいただきながら作成していかなければならないと考えている。

○**会長** 見直しフロー図が適切かどうか、各委員持ち帰って考えてほしい。次回の審議会で議論したい。

○**委員** 公共施設の再配置をするにあたって、いろんな施設を見る機会があるとよい。

○**事務局** 260施設をすべて見て回るのは難しい。主だったものを見て回る機会は設定してもよいと思う。

ただし、施設の個別の方向性についてご意見を聞く、つまり、委員の皆さんにそこまで責任を負わせるようなことは考えていない。施設の個別の方向性を出すための検証方法についてご意見を伺いたいと考えている。

○**会長** 施設見学が必要かどうかだが、行政評価における外部評価であれば、個々の施設を評価するので、必要であると思うが、施設数が多数あり、事務局が提示している検証方法等、客観的な尺度を用いて議論せざるを得ない。見学する施設としない施設があると逆に不平等がおきる可能性もある。

○委員 344施設の選定方法は、収益改善が見込めるものなのかそうでないものなのか、収益性の評価をどうするのか。

○事務局 344施設については、シセツ・カルテを作成している市民がよく利用される施設260施設と、小・中学校等である。実際には、344施設以外に経費のかかるごみ処理施設などがある。今回は、市民利用がされている施設を中心に対象としており、それらは対象外とした。

小・中学校については、既に、再配置計画（案）が示されており、複式学級の解消をしていくことをメインとした取組みとなっている。基本的には、再配置計画（案）を踏襲するようになる。小・中学校を対象とした理由は、実はもう1つあって、中山間地域で休校となった翔北中学校などの有効活用を検討していくためである。

施設の収益性については、シセツ・カルテの中で、現在の施設の収益の状況が明らかになっている。利用者数の状況もある。収益的に良好な状態である施設はほとんどない。利用者は減ってきているが駐車場事業が独立採算となっている。また、福祉関係の施設で独立採算の施設が一部ある程度である。これらについては、民営化の方向性も考えられる。

○委員 管理運営コストをどこまで市が負担するかが問題。文化会館、美術館、総合スポーツセンターなどは赤字である。赤字であれば廃止するのか。こういった部分は、まちづくりの基本であり、収益性だけでは判断できない。

○事務局 市を代表する施設については廃止は考えていない。

○委員 各地域審議会にシセツ・カルテの開示をしてもよいのでは。

○事務局 今あるシセツ・カルテは平成22年度実績のものである。平成23年度の実績をまとめ9月中には市ホームページや情報公開窓口等で公表したい。当然、地域審議会に提出できる。

○委員 地域の理解を深めていくためにも、また、地域のあり方等を考える上で、公共施設の再配置も考える必要があると思うので、地域審議会が説明を要求したらそれに応えてもらえるのか。

○事務局 説明を求められれば、当然説明は必要であると思う。ただし、本審議会等で公表している資料の説明に限られる。

○会長 行政改革審議会で議論したことは市長に答申しなければならない。本審議会を出した結論を地域審議会で審議することはない。

事務局からの説明はお聞きして、若干の議論のやり取りはした。予定した2時間となるので、改めて議論をした方がいいと思う。

本日の意見交換はこれまでとして、次回のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

**〔事務局、今後のスケジュールについて説明〕**

**○会長** そのほか何もなければ、本日の審議会は閉会する。

**〔閉 会〕**